鶴岡市告示第　562号

公示送達書

下記の者、居所不明により、通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき文書は総務部課税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 11月　9日

鶴岡市長　　佐藤　聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達する通知書等	氏　　名	備　考
1	地方税法の規定による書類	AAN YOSA HANNA	
2	地方税法の規定による書類	M AUFA ATHIQ ILMA	
3	地方税法の規定による書類	HANINDYAH ARDINI	
4	地方税法の規定による書類	PINASINDI WIKANDARI	
5	地方税法の規定による書類	MUHAMMAD AL FAATIH MUFIID	
6	地方税法の規定による書類	MUHAMAD MAULANA WIBISONO	
7	地方税法の規定による書類	YUSUF KAMIL PRADIATMA	
8	地方税法の規定による書類	REVO OKTAVIYAN	
9	地方税法の規定による書類	NGUYEN CAO CUONG	
10	地方税法の規定による書類	NGO VAN QUYET	